寿海荘 施設利用料金表

要介護度	利用料段階	介護費用	食費	居住費	合計
	第1段階	23,022	9,000	0	32,022
要介護1	第2段階	23,022	11,700	11,100	45,822
	第3段階①	23,022	19,500	11,100	53,622
	第3段階②	23,022	40,800	11,100	74,922
	第4段階(1割)	23,022	45,900	25,650	94,572
	第4段階(2割)	46,045	45,900	25,650	117,595
	第4段階(3割)	69,067	45,900	25,650	140,617
	第1段階	25,416	9,000	0	34,416
要介護2	第2段階	25,416	11,700	11,100	48,216
	第3段階①	25,416	19,500	11,100	56,016
	第3段階②	25,416	40,800	11,100	77,316
	第4段階(1割)	25,416	45,900	25,650	96,966
	第4段階(2割)	50,833	45,900	25,650	122,383
	第4段階(3割)	76,249	45,900	25,650	147,799
	第1段階	27,913	9,000	0	36,913
	第2段階	27,913	11,700	11,100	50,713
	第3段階①	27,913	19,500	11,100	58,513
要介護3	第3段階②	27,913	40,800	11,100	79,813
	第4段階(1割)	27,913	45,900	25,650	99,463
	第4段階(2割)	55,826	45,900	25,650	127,376
	第4段階(3割)	83,739	45,900	25,650	155,289
	第1段階	30,307	9,000	0	39,307
	第2段階	30,307	11,700	11,100	53,107
	第3段階①	30,307	19,500	11,100	60,907
要介護4	第3段階②	30,307	40,800	11,100	82,207
	第4段階(1割)	30,307	45,900	25,650	101,857
	第4段階(2割)	60,614	45,900	25,650	132,164
	第4段階(3割)	90,921	45,900	25,650	162,471
	第1段階	32,667	9,000	0	41,667
要介護5	第2段階	32,667	11,700	11,100	55,467
	第3段階①	32,667	19,500	11,100	63,267
	第3段階②	32,667	40,800	11,100	84,567
	第4段階(1割)	32,667	45,900	25,650	
	第4段階(2割)	65,333	45,900	25,650	136,883
※加温改姜加質	第4段階(3割) (8.3%) 特定処遇改:	98,000	45,900	25,650	169,550

※処遇改善加算 (8.3%)、特定処遇改善加算 (2.7%)、介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%) が含まれています

※別途、金銭管理料(2,000円)が必要となります

寿海荘 施設利用料金表

利用者 負担段階について				
第1段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者			
	・生活保護の受給者			
	※本人の預貯金等総額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)であ			
	ること			
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課			
	税年金収入額が80万円以下の人			
	※本人の預貯金等総額が650万円以下(夫婦の場合は1,650万円以下)である			
	こと			
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課			
	税年金収入額が80万円超120万円以下の人			
	※本人の預貯金等総額が550万円以下(夫婦の場合は1,550万円以下)である			
	こと			
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課			
	税年金収入額が120万円超の人			
	※本人の預貯金等総額が500万円以下(夫婦の場合は1,500万円以下)である			
	こと			
第4段階	課税世帯			
	※一定所得以上の方は2割負担、3割負担となります			
注意事項	 給付制限により、利用者負担額が3割または4割に引き上げられた方は要件			
	を満たしても減額の対象になりません。			
	預貯金等総額は、世帯別の配偶者、内縁も含みます。			

高額サービス費制度について

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税~課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等年金収入額+その他の	24,600円(世帯)
合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)